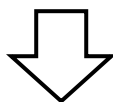


通報訓練要領（消防職員の立会がない場合）

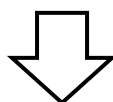
訓練を実施する5分前に松山圏域消防指令センターへ電話する。

☎ 089-992-9621



事業所名などを伝え、予定通り通報訓練を実施してよいかの確認を行う。

例「〇〇市・町の△△△（事業所名）です。通報訓練の事前連絡です。」



119番通報の実施。（通報要領は、別紙「119番通報要領」を参照。）

※最初に必ず「訓練火災です。」と言ってください。

その他

- ・ 災害等の発生により、松山圏域消防指令センターから通報訓練の対応ができないと言われた場合は、模擬での119番通報の実施をお願いします。
- ・ 消防機関へ通報する火災報知設備を使用した119番通報を実施する場合は、必ず松山圏域消防指令センターからの呼び返し（返信）に応答してください。
- ・ 訓練を延期若しくは中止する場合は、管轄の消防署・出張所へ連絡をお願いします。

伊予消防等事務組合消防本部

伊予消防署 ☎ 089-982-0119 松前消防署 ☎ 089-984-3404

砥部消防署 ☎ 089-962-2119 広田出張所 ☎ 089-969-2121

中山出張所 ☎ 089-967-1171 双海出張所 ☎ 089-986-0074